

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1  
(令和3年3月31日)

【 目 次 】

1.	障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1)	加算等の届出	1
(2)	障害福祉サービス等における横断的事項	1
2.	訪問系サービス	10
(1)	重度訪問介護	10
(2)	行動援護	12
3.	日中活動系サービス・療養介護	13
(1)	生活介護	13
(2)	短期入所	14
(3)	療養介護	15
4.	施設系・居住支援系サービス	
(1)	施設入所支援	15
(2)	共同生活援助	16
(3)	自立生活援助	23
5.	障害児支援	
(1)	障害児通所支援	24
(2)	障害児入所施設	30
6.	一部訂正及び削除するQ & A	32
(1)	一部訂正するQ & A	32
(2)	削除するQ & A	38

(医療連携体制加算⑩)

問 17 常勤看護職員等配置加算を算定している福祉型短期入所事業所の場合、医療連携体制加算はどのように取り扱うのか。

(答)

医療連携体制加算（VIII）についてのみ、算定可能とする。

(今回の改定に伴い、以下のQ&Aについて削除)

- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&AVOL.3（平成30年5月23日事務連絡）問7

(身体拘束等廃止未実施減算①)

問 18 身体拘束等廃止未実施減算の適用要件である、身体拘束適正化検討委員会の開催及び研修の実施について、「年に1回」とは、年度で考えるのか。または、直近1年で考えるのか。

(答)

直近1年で考える。

(身体拘束等廃止未実施減算②)

問 19 身体拘束等廃止未実施減算については、「事実が生じた場合」に「事実が生じた月の翌月」から減算することとされている。実地指導等において不適切な取扱いが判明した場合の適用はどのようになるか。

(答)

「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指す。

このため、例えば、令和5年5月1日に運営基準を満たしていないと確認できた場合は、令和5年6月サービス提供分から減算を行うこととなる。

(人員配置基準等における両立支援)

問 20 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認めるとあるが、「同等の資質を有する」かについてどのように判断するのか。

(答)

障害福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取扱いを認める。

<常勤の計算>